

第六十五回国会 衆議院 文教委員会 議 録 第 十 号

昭和四十六年三月十九日(金曜日)

午前十時三十分開議

出席委員

委員長 八木 徹雄君

理事 久野 忠治君

理事 河野 洋平君

理事 山中 吾郎君

理事 有田 喜一君

理事 小沢 一郎君

理事 高見 三郎君

理事 松永 光君

理事 渡部 恒三君

理事 木島喜兵衛君

理事 有島 重武君

理事 山原健二郎君

出席國務大臣

文 部 大 臣 坂田 道太君

出席政府委員

文部省初等中等教育局長 宮地 茂君

委員外の出席者

文教委員会調査室長 田中 彰君

委員の異動

三月十九日

理事鈴木一君同月十二日委員辞任につき、その補欠として鈴木一君が理事に当選した。

本日の会議に付した案件

理事の補欠選任

高等学校の定時制教育及び通信教育振興法の一部を改正する法律案(内閣提出第二十七号)

○八木委員長

これより会議を開きます。

第一類第六号

文教委員会議録第十号

昭和四十六年三月十九日

この際、理事補欠選任の件についておはかりいたします。

去る十二日、理事鈴木一君が委員を辞任された結果、理事が一名欠員になっております。これよりその補欠選任を行ないたいと存じますが、先例により委員長において指名するに御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○八木委員長 御異議なしと認めます。それで、鈴木一君を理事に指名いたします。

○八木委員長 高等学校の定時制教育及び通信教育振興法の一部を改正する法律案を議題とし、審査を進めます。

質疑の申し出がありますので、順次これを許します。木島喜兵衛君。

○木島委員 この提案理由の中に、この手当を出す理由は「その職務の複雑、困難性を考慮し」とあり、そして今回の増額の理由としては、「生徒の生活実態を考慮しつつ教育効果を高めるため、技能教育施設との連携教育や定時制教育と通信教育との併修、さらに昼夜の二部制、三部制授業など多様な教育形態で実施するものがふえており、これに伴い教科の指導や生徒指導等においてこれまで以上に校長及び教員の勤務形態が複雑になり、職務の困難性が一層増加しております。」また、「青少年の能力、適性、進路等は従来とはかなり異なる様相を示し、それだけに生徒の教科の指導等に関する教員の職務には一層困難な事情が加わっております。」とあります。

この際、理事補欠選任の件についておはかりいたします。

去る十二日、理事鈴木一君が委員を辞任された結果、理事が一名欠員になっております。これよりその補欠選任を行ないたいと存じますが、先例により委員長において指名するに御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○八木委員長 御異議なしと認めます。それで、鈴木一君を理事に指名いたします。

○八木委員長 高等学校の定時制教育及び通信教育振興法の一部を改正する法律案を議題とし、審査を進めます。

質疑の申し出がありますので、順次これを許します。木島喜兵衛君。

○木島委員 この提案理由の中に、この手当を出す理由は「その職務の複雑、困難性を考慮し」とあり、そして今回の増額の理由としては、「生徒の生活実態を考慮しつつ教育効果を高めるため、技能教育施設との連携教育や定時制教育と通信教育との併修、さらに昼夜の二部制、三部制授業など多様な教育形態で実施するものがふえており、これに伴い教科の指導や生徒指導等においてこれまで以上に校長及び教員の勤務形態が複雑になり、職務の困難性が一層増加しております。」また、「青少年の能力、適性、進路等は従来とはかなり異なる様相を示し、それだけに生徒の教科の指導等に関する教員の職務には一層困難な事情が加わっております。」とあります。

まず、第一に聞きたいのは、定時制及び通信の職務の複雑、困難性ということばを、これはことばじりではないのです、どういふように理解していらっしゃるか。それから定時制、通信教育をどう理解していらっしゃるか。それを複雑、困難ということばで示していらっしゃるのだからと思えます。なお、今回の増額理由の一つに、青少年の能力、適性、進路等が従来とはかなり異なっているというところは、これはどういふことを意味しているのか。そしてそれは、さらに全般的なことなのか、定時制なり通信制だけをことに意味するのか、その辺についてちょっと、どなたでもけっこうです。

○宮地政府委員 定時制は、先生がもう御承知のように、定時制振興法ができましたのは二十八年でございますが、当時は、高等学校への進学率も、今日と比べてさほど高くございませんでした。その当時は、定時制を含めまして、高等学校の生徒数の二二％が定時制に行っておりまして、このところが今日では、高等学校の全体の生徒数のうち八％が定時制に行っております。そのように定時制に來る子供が相当減っております。そういう関係も一つございしますが、こういうことはあまり申し上げるのもいかがかと思いますが、一応やはり定時制に來ておる子供は、中学校から高等学校への内申を見ますときに、学習の例の五、四、三、二、一であらわしますそれが二ないし三といふ、三以下の子供が一般的に多いございます。それから二二％も定時制に行っておりまして、さりと異なるまして相当限定されております上に、さらに、その後通信制等も相当普及してまいりましたし、さらに各種学校とか職業訓練所、そういうふうなものも相当普及してまいっております。こういうふうなことで、率が減つてある程度固まっておりますもので、そういうふうな点から、先ほど先生が提案理由についておっしゃいました青少年の能力なり適性、進路、こういうふうなものも定時制と全日制と比べますと相当二十七、八年ころとは変わってきておる、こう

いったような実情にございます。さらに、最近では、技能連携とかあるいは定時制と通信制の併修、こういうふうなことで技能連携をしており、また施設は三百二十八にもふえておりますし、技能連携をやっておる学校は七十五校にも及んでおります。そういうふうなことで、全日制の学校にももちろん非常に教育上むずかしい問題はございますが、一般的に申し上げてそのようないろいろな施設と連携をとったり、さらに働きつつ学ぶ子供といったような点で、全日制の教育に対して教師が負担配慮と比べてある面において相当むずかしい複雑な面がある、こういうふうなことをこの提案理由の中に申しておるわけでございします。

○木島委員 要するに、定時制のみにある困難性、複雑性に対する手当と理解してよろしいですか。

○宮地政府委員 全日制と比べて、全日制にはない面が、先ほど申しましたように定時制にはございます。そういうふうな点を加味しまして、全日制と比べて定時制のほうがむずかしい複雑だと思われれることを意味しておるわけでございます。

○木島委員 関連して聞きますけれども、産業教育手当というのがありますね。これもまた同様に、産業教育が他と比べて特殊性がある、あるいは困難性がある、複雑性がある、だから産業教育手当を出しているという理解してよろしいですか。

○宮地政府委員 いま先生がおっしゃいましたようなことでございますが、多少申し上げました一般に普通課程とこういう産業課程を比べました場合に、これは理屈ではございせんけれども、できることなら多くの人は普通課程を希望する。これは理屈ではないと思えます。科学的な立証はできませんが、何となく、つまり普通課程と産業

教育手当というのがありますね。これもまた同様に、産業教育が他と比べて特殊性がある、あるいは困難性がある、複雑性がある、だから産業教育手当を出しているという理解してよろしいですか。

○宮地政府委員 いま先生がおっしゃいましたようなことでございますが、多少申し上げました一般に普通課程とこういう産業課程を比べました場合に、これは理屈ではございせんけれども、できることなら多くの人は普通課程を希望する。これは理屈ではないと思えます。科学的な立証はできませんが、何となく、つまり普通課程と産業

教育手当というのがありますね。これもまた同様に、産業教育が他と比べて特殊性がある、あるいは困難性がある、複雑性がある、だから産業教育手当を出しているという理解してよろしいですか。

○宮地政府委員 いま先生がおっしゃいましたようなことでございますが、多少申し上げました一般に普通課程とこういう産業課程を比べました場合に、これは理屈ではございせんけれども、できることなら多くの人は普通課程を希望する。これは理屈ではないと思えます。科学的な立証はできませんが、何となく、つまり普通課程と産業

教育手当というのがありますね。これもまた同様に、産業教育が他と比べて特殊性がある、あるいは困難性がある、複雑性がある、だから産業教育手当を出しているという理解してよろしいですか。

○宮地政府委員 いま先生がおっしゃいましたようなことでございますが、多少申し上げました一般に普通課程とこういう産業課程を比べました場合に、これは理屈ではございせんけれども、できることなら多くの人は普通課程を希望する。これは理屈ではないと思えます。科学的な立証はできませんが、何となく、つまり普通課程と産業

教育手当というのがありますね。これもまた同様に、産業教育が他と比べて特殊性がある、あるいは困難性がある、複雑性がある、だから産業教育手当を出しているという理解してよろしいですか。

○宮地政府委員 いま先生がおっしゃいましたようなことでございますが、多少申し上げました一般に普通課程とこういう産業課程を比べました場合に、これは理屈ではございせんけれども、できることなら多くの人は普通課程を希望する。これは理屈ではないと思えます。科学的な立証はできませんが、何となく、つまり普通課程と産業

教育手当というのがありますね。これもまた同様に、産業教育が他と比べて特殊性がある、あるいは困難性がある、複雑性がある、だから産業教育手当を出しているという理解してよろしいですか。

○宮地政府委員 いま先生がおっしゃいましたようなことでございますが、多少申し上げました一般に普通課程とこういう産業課程を比べました場合に、これは理屈ではございせんけれども、できることなら多くの人は普通課程を希望する。これは理屈ではないと思えます。科学的な立証はできませんが、何となく、つまり普通課程と産業

教育手当というのがありますね。これもまた同様に、産業教育が他と比べて特殊性がある、あるいは困難性がある、複雑性がある、だから産業教育手当を出しているという理解してよろしいですか。

○宮地政府委員 いま先生がおっしゃいましたようなことでございますが、多少申し上げました一般に普通課程とこういう産業課程を比べました場合に、これは理屈ではございせんけれども、できることなら多くの人は普通課程を希望する。これは理屈ではないと思えます。科学的な立証はできませんが、何となく、つまり普通課程と産業

教育手当というのがありますね。これもまた同様に、産業教育が他と比べて特殊性がある、あるいは困難性がある、複雑性がある、だから産業教育手当を出しているという理解してよろしいですか。

○宮地政府委員 いま先生がおっしゃいましたようなことでございますが、多少申し上げました一般に普通課程とこういう産業課程を比べました場合に、これは理屈ではございせんけれども、できることなら多くの人は普通課程を希望する。これは理屈ではないと思えます。科学的な立証はできませんが、何となく、つまり普通課程と産業

教育手当というのがありますね。これもまた同様に、産業教育が他と比べて特殊性がある、あるいは困難性がある、複雑性がある、だから産業教育手当を出しているという理解してよろしいですか。

○宮地政府委員 いま先生がおっしゃいましたようなことでございますが、多少申し上げました一般に普通課程とこういう産業課程を比べました場合に、これは理屈ではございせんけれども、できることなら多くの人は普通課程を希望する。これは理屈ではないと思えます。科学的な立証はできませんが、何となく、つまり普通課程と産業

教育手当というのがありますね。これもまた同様に、産業教育が他と比べて特殊性がある、あるいは困難性がある、複雑性がある、だから産業教育手当を出しているという理解してよろしいですか。

○宮地政府委員 いま先生がおっしゃいましたようなことでございますが、多少申し上げました一般に普通課程とこういう産業課程を比べました場合に、これは理屈ではございせんけれども、できることなら多くの人は普通課程を希望する。これは理屈ではないと思えます。科学的な立証はできませんが、何となく、つまり普通課程と産業

教育手当というのがありますね。これもまた同様に、産業教育が他と比べて特殊性がある、あるいは困難性がある、複雑性がある、だから産業教育手当を出しているという理解してよろしいですか。

○宮地政府委員 いま先生がおっしゃいましたようなことでございますが、多少申し上げました一般に普通課程とこういう産業課程を比べました場合に、これは理屈ではございせんけれども、できることなら多くの人は普通課程を希望する。これは理屈ではないと思えます。科学的な立証はできませんが、何となく、つまり普通課程と産業

教育手当というのがありますね。これもまた同様に、産業教育が他と比べて特殊性がある、あるいは困難性がある、複雑性がある、だから産業教育手当を出しているという理解してよろしいですか。

○宮地政府委員 いま先生がおっしゃいましたようなことでございますが、多少申し上げました一般に普通課程とこういう産業課程を比べました場合に、これは理屈ではございせんけれども、できることなら多くの人は普通課程を希望する。これは理屈ではないと思えます。科学的な立証はできませんが、何となく、つまり普通課程と産業

教育手当というのがありますね。これもまた同様に、産業教育が他と比べて特殊性がある、あるいは困難性がある、複雑性がある、だから産業教育手当を出しているという理解してよろしいですか。

○宮地政府委員 いま先生がおっしゃいましたようなことでございますが、多少申し上げました一般に普通課程とこういう産業課程を比べました場合に、これは理屈ではございせんけれども、できることなら多くの人は普通課程を希望する。これは理屈ではないと思えます。科学的な立証はできませんが、何となく、つまり普通課程と産業

課程とどっちへ行くかといへば、多くの人が普通課程に行くという事は、やはり産業課程というものが先生の気持ちとして何となく歓迎されないといったような面がございます。さらに、そういうことは別に、仕事の職務内容といいたしまして、特に農業とか水産とかいったようなものは、自然的な条件と申しまうか、生物を相手にするといったようなことで、子供を教育するという点では産業教育も普通課程と同じでございますが、さらに扱うものが自然的な生物のな、こういったようなことで農業、水産等ではいろいろな家畜等もございまして、こういったものは夜、昼目を離すこともできないといったようなことで、普通課程でございまして五時には帰っていかれる、あるいは五時までの勤務時間中にも子供だけを見ておればいいわけですが、産業課程のほうには五時以後にも生き物を見なければいけませんし、また生徒に教えるが同時に家畜等も十分めんどうを見ていかなければいけない、こういったような点から、普通課程と比べて産業課程の困難度というもののに着目しておるわけでございます。

○木島委員 わかりました。

そこで、定時制の特殊性について定時制の手当を出す、産業教育は産業教育に従事する教員のために勤務手当を出す。そのダブっている定時制の産業教育を担当する者には、その産業教育手当は減額して支給する、こうなっていますね。この理屈はどういうことになりますか。職務はおののお別々なんです。出すところの理由は別々なんです。だから、定時制は定時制の特殊性に手当を出す、産業教育は産業教育の特殊性に手当を出す、これは別々なんです。それをダブっている人は、なぜ産業教育手当を減額されるのです。

○宮地政府委員 確かに、いま先生御指摘のように、産業教育手当、さらに定時制、通信制の手当、両方の性格を持つ学校には両方の手当が、たとえば一〇分ずつであるとするならば二〇分をやればよい。それを今回の法律のように、七を一〇に上げまして、ダブる場合には八とかがいったようなこ

とにしております。なぜ減額するかという点でございますが、結局、先ほど申しましたのちよっとうっかり落としました、とかく産業教育よりは普通課程に行きたいという、何となく理屈でない人情がございます。そういう場合に、産業教育を振興するためには、やはり産業教育にいい先生に来てもらわなければいけない。普通課程にいい先生が行く、残った先生が産業教育にいられたんでは困る。いい先生に来てもらわなければいけません。定時制も同じようで、全日制に何となく行きながら、定時制には何となく残った人が来るというんでは、産業教育なり定時制教育の振興に非常にいいが悪いでございます。そういったような点から両者に、先ほど申ししたことに加えまして、優秀な先生を誘致したいという考えがございまして、そういう意味におきましては、産業教育、定時制を誘致したいという観点におきましては、これは同様の問題がございまして、さらに一面におきまして、他の一般の教員との均衡という面もやはり考える必要があるんじゃないか。一般の普通課程あるいは産業教育でないもの、そういうところにある先生と、産業教育に従事する先生あるいは定時制に行く先生との間に、非常に給与上差が開き過ぎるということも給与行政上適当でない。こういったような観点から、やはり一〇、一〇ということであれば、片方を若干減らすというのがたてまえではなからうかというので、従来からもういうふうに、併給の場合は若干減らすというかつこうをとってあるわけでございます。

○木島委員 たいへん矛盾しているんじゃないですかね。全日制のほうに行きたいだけなんです。あまり行きたくない人を産業教育なり定時制にやるんだから、おのおの手当を出すということであれば、定通の先生方で困難な、その中にさらに産業教育の困難なという重複してある方には重複して出せばいい。それがあまり開き過ぎるということとなら、今回上げることは矛盾してくる。だから理論的に矛盾するでしょう。両方とも出したらい

いじゃないですか。だから私は、最初からこの手当の性格というものを聞いておるのです。あなたは、定通は定通のみにあける複雑、困難性であるとおっしゃる、産業教育は産業教育の複雑さ、困難さとおっしゃる。普通なら、それはダブって定通の先生方の産業教育をやっている方に出すのがあたりまえじゃないですか。あまりぐちゃぐちゃ言わないで、すかつとした御答弁を願いたいのです。

○宮地政府委員 一口に申し上げますれば、他の教員とあまり均衡を失ってはどうかという点と、二つの性格を持った学校、いずれも優秀な先生を採りたいという二点におきまして定通の場合はあまり高くないほうがいい、こういうふうにかえたいわけですね。と申しますのは、校長さんは産振手当のほうはもらえない、これは実習等をいたしませ

そのものでえませんが、教頭の場合は、全部それだけのものを併給しますと、管理職手当一〇%、定通手当一〇%、産振手当一〇%、教頭なるがゆえに三〇%もとるということは、何と考へてもこれはアンバランスではないかということになります。だから二つ併給も、全部出せということであれば、三つ併給も全部そうなります。教頭に例をとるとはいいか悪い問題がありますが、三〇%の教頭がとるといことはいかなるものでございましょうか。そういうような観点から、なぜ十を八にするとかいうような、科学的に二を引く理由はあまり出ませんけれども、感じとして、従来も七出すべきところを五併給者に出したといったようなことからして……

○木島委員 時間がありませんから進みます。

この手当を出すことは、これは賛成でありますけれども、手当を上げることによって、今日の定時制なり通信教育が持っている問題が解決するかといへば、しないだろうと思うのです。ことに学校教育の中でいへば、義務教育は、いわば与える教育というのでしようかね。それでは求めておるかもしれない、しかし、求めておるといっても、ことに定時制なり通信教育というのは、まさに求め方

が強いのだらうと思うのです。その求めておる、勉強しようとしておる子供たちに、それでは政治は与えておるか、求めに応じているかといへば、私はなかなかそういう実態ではないだろうと思うのです。それを二つに分ければ、一つは学校のたとえば定数とか教育の施設とか、そういう学校そのものになるし、一つは社会の問題になつてくる。そういう意味で、いま手当を上げるという事は、定時制、通信教育を重視するという意味だろうと思う。それであれば、定時制や通信教育の、その他文部省なり府県がやらなければならぬことに一体どういふことがあるのだろうか、あるいは職場なり企業なりはどうせねばならぬのだろうか。そういうものを解決しなければ、定通手当を上げたからといって、定通教育というものが振興するわけではないと思うのです。その点はどうか。

○宮地政府委員 おっしゃいますように、定通手当を上げただけでよくなるものとは思いませんが、よくするための一つの方法としては定通手当を上げることもその一つだということで、したがって、そのほか、定時制、通信制教育を振興し、定時制、通信制に通ってある子供に、教育の機会均等の立場から、普通の高等学校に劣らない教育をしていくような措置を、相まってやっていく必要がございまして。そのために、先生御承知のように、高等学校の定時制につきましては、設備整備費等につきましても特に全日制と違った措置もなされておりますし、さらに定時制等につきましては、夜間等におきまして、とりわけ照明とか給食とかといったような、昼間にならぬ措置もやっておるのとはためでございます。また、そういうものにつきましてもそれぞれ増額をいたしております。

○木島委員 うしろ向きでなくて——私はあまり責めようと思つて言つておるのじゃないですよ。だから、こうやってください、やっていますで解決するはずですよ。もしもあなたが、いまおっしゃったようなことで定時制なり通信教育がうまくいって

いるのなら、手当をこんなに出さなくてもいいかもしれない。だから、いま照明だと何とかおっしゃったけれども、そういうことをやってもなおこれから問題点はどこにあるのだろう、どうお考えなのか、どういふところに問題点があるのか、どうすればもっと定通がまともになるかと考えかたを、あなたが考えていらつしやる定通の振興策を聞いておるのです。いままでどうのこうのじゃないのです。

○宮地政府委員 この点につきましては、いろいろございしますが、中央教育審議会が先般出された中間報告にも、このようなことがいわれております。

いろいろなことがありますが、特に具体的なこととを申し上げますと、一、経済発展と労働力の需給の変化に応じて、労働時間の短縮など労働条件は地域によって多様化しつつある。そのため、定時制、通信制の高等学校の修業年限、教育の内容・形態などを実情に即して弾力的に改める必要がある。これは中教審が指摘しておられるところでございますが、そういったようなことで、ただ施設設備といったような環境をよくすることと同時に、一口で申しますれば、子供たちにとって魅力のある定時制なり通信制の高等学校にしていく。そのためは、教育内容なり方法なり、いろいろ検討していく必要がある、こういうふうにご考えております。

多少先ばしりますが、そういうようなことで、来年度の予算で私も幾つかの研究指定校を持ちまして、文部省だけでなく、現実にやっておられる学校と協力いたしまして、いま申しました中教審で指摘されておるようなことを念頭に置きながら、環境上の問題、教育内容、方法の問題について検討し、すみやかに実施に移していきたい、こういうふうに考えてございます。

○木島委員 私は、こういう手当を上げるといふ提案をなさる場合には、手当を上げると同時に、教育内容といふものをどう充実させながら定時制、通信教育を充実していくのだ、振興させるの

だという抱負があるのかと思つてお聞きしたので、手当を上げるのは賛成であります。けれども、それだけでも定時制あるいは通信教育が事成りではないはず。だから、局長の考え方を、たとへばできなくとも、あるいは予算がない、大蔵省が削られたものもあるでしょうけれども、こうしたいというものがなければならぬだろうと思つたのです。手当を上げただけでもつて事成りではない。そういうものが、いまの答弁でちつとも受け取れませんね。

たとえば、さつきあなたは、子供が減少した、成績が悪いとおっしゃる。そうすると、多分に個別指導的要素が出てきますね。すれば、いまの標準定数法によるところの学級数によるもので定時制の場合はいのだから。もっと別の配当基準がなければならぬのじゃないですか。あるいは、職場に働いていらつしやるだけに、いろいろな悩みごと、相談ごとがある。さつき局長が言うところ、なかなか先生方いらつしやらないから、新採用の方々が定時制にたくさんいらつしやる。非常に若い、子供と大体年齢が同じ、そういう先生に自分の人生なり職場のことなり相談していこうとしても、それは何かたよりがない。もっと人生経験豊かな方が来てくださればいいと思う。けれども、なかなかいらつしやらないから……。そういうものを一体それではどうしたらいいか。事務職員になぜ手当を出さないのだ。そのため、先生方が自分で事務をせねばならない。雑務に追われるから、あすの授業の準備ができない。

そういうような幾つかの問題があるでしょう。私はいま思いつきでばつと云つてゐるのですが、そういうものをどう解決するか。それは、いま直ちに解決することはできないかも知れませんが、中教審はこう書いてゐるというのじゃない。中教審はどうあるうとも、文部省はこうしなければならぬ、そういうものがなければならぬでしょう。そういうものを聞いておるのです。

○宮地政府委員 私ども、多少消極的、控え目な

というふうなことも言われましたが、やはり役所といたしましては、口に出す以上は実行をしななければいけません。そういうようなことで、十分な意欲は持つておられますもの、ただ実行の裏づけなく自分の意欲だけを申し上げてもいかがか、そういうことで申し上げるのをはばかろうか、それが、せつなくいま先生のようにならぬかどうか、さういふことでございまして、これは意欲でございましてけれども、二、三申し上げますが、たとえば現在の標準法は四十二年度改正になっております。四十二年から四十六年までの五年計画でやつております。そのときに、従来高等学校の生徒定数は一クラス五十名というところでございまして、全日制は四十五名に改善いたしました。定時制は四十名にいたしました。しかし、それでよいとは思っておりません。たとえば、過疎化現象で分校等は統合されたりしております。そういうような場合に、現在の定数のほじき方は、生徒数をもとにし、さらにクラスをもとにいたしてありますが、小規模の分校では一クラス四十五人とか四十人というふうなクラス編成ができません。現実には二十人とかその前後になります。そういうこと、やはり定数の積算においては全日制と同じようなほじき方をするのは、定時制のそういう特に小規模化していく学校等について特例を設けて教員定数をほかとか、さらに通信制でございすれば添削指導とか巡回指導、こういう面が非常に多くなつております。

さらに、定時制、通信制の併修などを教員定数積算のときの要素としてもつと積極的に考えていくとか、あるいは商業科等でございまして、工業科には一応実習といふことが常識的になつておりますが、商業科につきましてもいろいろ実習を考へて重視していくケースも相当ふえております。そういうふうな点で、商業科等についても工業科に劣らない実習助手の積算をしていくとか、まあ申し上げればいろいろございまして、そういうようなことの実現を、四十七年から定数法の改正が行なわれます。したがしまして、いま申しております。

すうなことを四十六年度に十分大蔵省等とも相談して、教員定数の改善をはかつていきたい。まあ一例でございしますが、そういうような検討はいたしております。

○木島委員 あといひですがね。文部大臣、私は、たとえば教育基本法の第一条の「教育の目的」の中に「勤労と責任を重んじ」とありますが、一、学校教育の中で勤労を重んずる教育の場というのはどこにあるかといへば、これはいわば定通しかないんじゃないかと思ふのです。それだけに、私がいまお聞きしたゆえんもそこにあると思ふのです。ですから、いま来年度の予算からというお話でございしますが、もうすでにこし、予算は衆議院を通過してゐます。しかし、その点は大臣、あなたの定通に対する決意を一言お伺いいたします。

○坂田国務大臣 私はこの前の委員会でも申し上げましたように、教育基本法に書いてございまして、勤労をとうと云々ということが学校教育の中でどのように実現されておるか、どうもその点が、実は言うとおもしろいところの問題があるのじゃないか。たとえばそれは、普通高校でもそういうようなことをいろいろの教育の中に取り上げるべきだといふふうに私は考えております。同時に、産業教育、たとえば工業高校であるとか、そういう産業教育のあるとか商業高校であるとか、そういう産業教育の担当の先生は、普通高校の先生よりも何か低い人が行つておるんだということを自分自身も考へるような誤った傾向がある。また、そういう気持ちを持つた先生がおられるとするならば、今度はそこへ学ぶ子供たち自身がそういうふうな気持ちになつていくということも考へられるわけでございます。まして、やはり産業教育に望んで入つてくる学生徒といふものも相当たくさんいると私は思つておるわけで、やはり先生方自身がそういうような気持ちではなくて、ほんとうに産業教育といふものはまた別の意味においての教育の非常に大事な面なんだということを誇りを持ってやられるよ

うなことになるければ、勤労をとらうと云々というふうなことの精神が貫かれないうんじやないかというふうに思います。

それから、先づから御答弁を申し上げておるわけですが、いま先生も御指摘のとおり、漸次定時制が少なく、学校数が減ってまいりまして、分校はおそらく三分の一ぐらいになっておると思います。このことは、定時制そのものを考えると定時制の衰微だ、こういうふうにも見えますけれども、しかし、社会全体としてこれをとらえた場合はそうでなくて、いままでは定時制がたたくさんあったことは普通全日制に行かれない子供たちが非常にたくさんあった、しかしながら経済の成長とともにあるいは生活のゆとりが出てきたために、むしろ全日制のほうへ行く人たちが多くなった、そういう面が一面あると私は思います。つまり教育的に見ますと、生徒に選択の自由があるならば、できるならば昼間の産業教育あるいは昼間の普通教育の高等学校を受けたいという人が、与えられるようになってきたという一つの見方でもできると私は思います。

それからもう一つは、たとえばNHKみたいなテレビを通じての教育というものが、これも実際修業いたしますのはよほどの根拠がある人でないと修業できないと思います。たしか最初入学者の二〇〇倍ぐらいしか修業できないんじゃないかと思いますが、しかし、そういうものが発達してきた。

それからもう一つは、各種学校が非常に発達してきた。各種学校は各種学校としての位置づけがございせんけれども、しかし、若い者たちは学校制度というよりも技術を身につけたいんだ、こういうまた欲望とあるいは選択を持ってくる人たちも出てきております。現に私は、ある特別の各種学校、たとえば電子工学院のごときでございすけれども、そこを見に行きまして、あとでいろいろ先生方とも学生諸君等とも話をしてみますと、親たちはできれば短大に行ってくれとかあるいは大学に行ってくれと言うけれども、私はむしろ

しろことを選んだんですというふうな学生がおりますし、それから先生もそういう傾向は最近強まってきたと言います。それからまた、ある私立の高等学校へ参りますと、そういう傾向が出てきたということも言っておるわけでございます。そういう実際の技術を身につけたいという選択をやるという子供たちも出てきておる。

そういう意味で、むしろ定時制の存在意義そのものが見直されなければならぬ時期に来ておるというところは、私も先生の御指摘のように思っております。いまその時期じゃないか、だから、新たな観点で定時制というものを考えていかねば、まあ手当はその一つでございすけれども、もう少しもろもろの振興策を総合的に考えなければ、この定時制の意味というものは失われていくんじゃないかという気がいたします。そのことについては、この前の委員会でも申し上げましたように、やはり一応は中教審の御指摘もございすけれども、私たち自身も、このあたりでもう具体的なアプローチを始めなければならぬと考えております。ただいま局長が申し上げましたけれども、それはその中の一つか二つでございまして、先生がいま御質問になりたいと思っておられることについて、まだいろいろございすということを申し上げるものは持つておらないということを卒直に申し上げておきたい。しかし、時期としてはその時期が来てる、また考えなければならぬ。そうでなければ、定時制の意味はなくなってくると思はれます。

〇木島委員 さすがやはり大臣で、まだ私が質問しないうちに、そういうことを含めて考えようと言われてしまつと、私の言うことはなくなつてしまふ。こういうのを政治力というんでしょか。局長、あなたのことを言っているわけではありませんから……

一つは、学校のことを言いましたが、社会的な問題があると思うのです。子供が遠慮なく職場から出られる状態、あるいは私は、資格を中心と

する教育というのはいま全体に疑問に思っているのですけれども、たとえば資格を得た者が企業に行つたときに、定時制を出たから高校卒業並みの賃金をやるかという、全部がそうじゃないのです。高等学校と中学の中間くらいというものが多いいのではないかと、そういう問題もあります。同時に、そういう問題は企業が定時制というものを、通信教育というものをどう見ているかということ。

それからもう一つは、企業から、学びたいと思つてくる子供たちを遠慮なく出さざるを得る状態をどうつくるか。その一つは、極端に言うところ、大きいところなどは、むしろ定時制なり通信教育を受けさせるなどして集団的な修業をさせておる、そして連携的な教育をやつていまして、私はあつた、これは、むしろ数がよけいで集団通信教育を受けるというところは通信教育を曲げて利用していると思ふのか。集団でおる者が定時制の学校というもののに通ふ状態、むしろ遠隔地でもって、一人でぼつんぼつんという者に通信教育ということが本来の趣旨だろうと思ふのです。だから、そういうものも含めて、どう企業に子供たちが通ふような条件をつくるか。大臣、どうですか。そういう意味では、これはとんでもないことを言うかもしれないが、企業が企業といつたつて中小企業なら中小企業が定時制に一人出したら、必要経費で一人に何万円減税します、あるいは二交代、三交代というものは禁止する——禁止というのはいかしいけれども、やらないようにするということやなことが、もつと教育だけの面でないに——これは労働省の関係かもしれないが、あるいは減税なら大蔵省の問題かもしれないが、そういう意味で教育の場のことと社会的と申しましたけれども、そういうものの二面を考えた方がいいか。文部大臣がこれから新しい立場で考えたとおっしゃいましたけれども、そういう点もひとつ……

〇坂田国務大臣 現にある府県におきましては、やはりそういう企業との連携において教育をやる

という傾向がだんだん出てきているのではないかと。というのは、御承知のとおり、企業に就めておる子供たちが、できるだけ努力をして勉強したいという、そういう意欲が非常に高まつてきている一面がございまして同時に、企業の側からいうと、なかなか今日若年労働者を吸収することができない。そのためには、来ておる子供たちにかんがりの余裕、あるいは勉強をさせるような機会を与えることによって、その人々を自分の企業にとどめおきたいという気持ちもあると思うのです。率直に申し上げまして、そういうことは、単に企業に奉仕する云々というふうには片づけないで、やはりそういう企業があつて、そして勉強する機会を与えながら、また子供たちはその企業からお金をもらいながら勉強もしていく、こういうことが成り立つのじゃないか。そういうふうなことに、つまり、あまり企業奉仕だ企業奉仕だ、そういうことはいけないのだと言わないうで、文部省が間に立つてそこをうまくアレンジしてあげることが、やはり教育の機会を子供たちに与えることにつながっていくというふうに思います。その機会に、いまおっしゃるような免税措置をやるのかあるいはいろいろ手当を考へるのかという問題も、これはあわせて考へなければならぬが、その限度は一体どの辺なのかは、まだまだ私たちとしては十分検討はいたしておりませんが、しかし、方向としてはそういう形が望ましいし、しかも集団的に定時制に入りますことも、やはり通信制をも加味してやるということも決して不要なことではないと、いいのじゃないか。もちろん、僻遠の地でぼつりぼつりおる学生のために通信教育というものが本質的にはあるのかもしれないが、しかし、集団的に定時制に通つておる人たちに通信教育を併用するということもあわせ考へることが、やはり子供たちのためになるのじゃないかというふうな考へを私は持つておるわけでございます。いろいろ多様な考へを考へられていいのじゃないかというふうに思います。企業連携企業連携といひましても、全然そういう

という傾向がだんだん出てきているのではないかと。というのは、御承知のとおり、企業に就めておる子供たちが、できるだけ努力をして勉強したいという、そういう意欲が非常に高まつてきている一面がございまして同時に、企業の側からいうと、なかなか今日若年労働者を吸収することができない。そのためには、来ておる子供たちにかんがりの余裕、あるいは勉強をさせるような機会を与えることによって、その人々を自分の企業にとどめおきたいという気持ちもあると思うのです。率直に申し上げまして、そういうことは、単に企業に奉仕する云々というふうには片づけないで、やはりそういう企業があつて、そして勉強する機会を与えながら、また子供たちはその企業からお金をもらいながら勉強もしていく、こういうことが成り立つのじゃないか。そういうふうなことに、つまり、あまり企業奉仕だ企業奉仕だ、そういうことはいけないのだと言わないうで、文部省が間に立つてそこをうまくアレンジしてあげることが、やはり教育の機会を子供たちに与えることにつながっていくというふうに思います。その機会に、いまおっしゃるような免税措置をやるのかあるいはいろいろ手当を考へるのかという問題も、これはあわせて考へなければならぬが、その限度は一体どの辺なのかは、まだまだ私たちとしては十分検討はいたしておりませんが、しかし、方向としてはそういう形が望ましいし、しかも集団的に定時制に入りますことも、やはり通信制をも加味してやるということも決して不要なことではないと、いいのじゃないか。もちろん、僻遠の地でぼつりぼつりおる学生のために通信教育というものが本質的にはあるのかもしれないが、しかし、集団的に定時制に通つておる人たちに通信教育を併用するということもあわせ考へることが、やはり子供たちのためになるのじゃないかというふうな考へを私は持つておるわけでございます。いろいろ多様な考へを考へられていいのじゃないかというふうに思います。企業連携企業連携といひましても、全然そういう

中小企業等のいい企業がないところに、幾ら私たちがやれやれと言いましてもこれはできることではございません、その辺は地方の地域の教育委員会等が判断をしてお考えいただくことだし、それに對してもしれわれ文部省としてお手伝いすることがあるならば、そういうようなことについてはいつと援助の手を伸ばそう、あるいは定員等について考える道があればそれは考えていこう、あるいは手当等について考える道があればそれも考えていこう、こういうようなことでひとつまいりたいというふうに思います。

○八木委員長 三木喜夫君の関連質問を許します。三木喜夫君。

○三木(喜)委員 関連ですので簡単に伺いたいのですが、まず文部大臣、それから局長、二人に伺いたいと思います。お伺いする以上、もう少し理論的に話を進めればいいのですけれども、端的に言いますと誤解があるかと思いますが、誤解の点はそちらが判断してください。

まず、文部大臣に伺います。いまお話を聞いておりますと、定通ないしは定時制教育というものは重要で、社会の変転に即応して、減ってはあられどもこれは重要で、いま考えなければならぬ時期に來ておる、ここは私は賛成なんです。しかしながら、お話の筋合いをずっとたどって文部大臣の思想を考えながら聞いておりますと、企業に便宜を与えるという立場が中にあるような気がするので。なおまた、この定通あるいは定時制の改正案を見ましても「技能教育」こういうことばでいわれておるわけなんです。技能ということ——私は技術と技能とは問題があるように思います。言いかえますならば、労働力として見ようというところが非常に強いような感じがする。この点はないかということをお伺いしておきたい。

あとでお伺いしたいと思っておりますが、一緒にこれは局長に聞いておきたいと思ひます。この法律案を見ますと、なるほど論理的に展開されておるようなんですけれども、矛盾があるのです

ね。簡単に言いますと、いま先生は世の中の変転に應じて非常に忙しい、忙しいから定通手当、定時制の手当というものを増額するのだ、こういうふうにこれではいわれておるが、その点においては何れにわかれわかれとも問題に考えるところはないうですけれども、あなた方、これは文部大臣のお考えも一緒だろうと思ひます、四十六年度から三十校にわたって定時制あるいは定通制の研究校を指定する、その中では四年制を三年制にしうではないか、こういう意図があつてやられておるように思ひます。四年制を三年制にしう、そうすると先生がたいへん忙しい、世の中の変転に應じて。青少年の能力や適性や進路は従来と異なるいろいろな様相を呈してきたというこの訴え方、それからあなた方が発想として持つておる四年制を三年制に縮めようという意図のものに三十校に對して研究校を指定して、そういう方向を何とか打ち出したいというそういう考え方が相矛盾すると思う。だから、先ほどから言つておられることが、そういう考えの中では全然用をなさぬ、間違ひだと思ひます。そういう考えならもう定時制といふものに、どこに重点を置くかということをもう少し明確にしなければならぬ。こういう忙しいうからこうだというその言ひ方は、方向づけはよくとどろかと思ひます。その理由の中に、こういうことがあります。技術革新によつて労働力が非常に省略されてきた、したがつてひまができたという、こういう意味だろうと思ひます。だから、企業主あるいは雇用主にお願ひして四時から学校に行ける者は三年制にしていいかどうか、それをひとつ検討するのだ、こういう諸問のようであります。そうすると、これにいわれておることと非常に違ひわねえんです。もう少しその問題点をあとで言ひますから、お答えだけひとつしてくだされ。

○坂田国務大臣 お答えいたしますけれども、企業と定時制との關係あるいは定時制に学ぶ子供たちとの關係は、あくまでも定時制に学ぼうとする子供たちが主体でございまして、企業はその結果

だとお考えをいただきたいわけでありまして。むしろ働きながら学びたいという生徒があつて、その人がある企業につとめておつて、そしてその付近の定時制で働きながら勉強をしておる。そういう生徒には、会社はもう少し便宜をはかつてやうてもいいじゃないかという気持ちを持った場合には、会社自身がもう少しそれについて便宜をはかするように考えようというのが今日の企業のある方じゃないか。そういうようなことについては、やはり文部省が定時制のあり方としてあつせん——あつせんといひますか、その会社との間に立つて調整をする役割り、あるいはそういう定時制のあり方というものを考えていくほうがいいんじゃないかということですが、ざりざりをおしければ、私が申し上げたように、あくまでも定時制に通う子供たちを中心としてものを考えていかなければならぬということとは、はっきりいたしております。

○宮地政府委員 お尋ねの後段の点でございまして、確かに定時制の修業年限を、現在四年でございしますが、それを三年にしようとなることが関係者等からも要望がございします。そのことは事実でございしますが、いま例をお引きになられまして、だから文部省が三年にするために研究指定校云々とおっしゃいましたのは、若干誤解が先先生にあられるのじゃないかと思ひます。私のほうにいたしましては、確かに、四年でそういう要望もございします。しかし、一面におきまして、先ほど来申し上げておりますように、定時制とその他の技能連携とか、通信と定時制と技能施設との連携とか、いろいろなことがございしますが、それにいたしまして、こういう定時制に通つておる子供が、一年間にはたしてどのくらい単位を履修し得るものであるのかといったような基礎的なことを検討してみよう、その結果、全部でないが、くふうによつて

は一部の子供は三年間で卒業単位が取れるということがあるれば、そういうことも考えていく必要があるんじゃないかということ、いま三年にするためにこの研究指定校とい

うこととございまして、いろんな観点から、年間履修可能単位はどのくらいであらうかというようなことから研究し検討してみたいということとございまして、片一方におきまして、先生が忙しい、だのに今度は三年に、そのために文部省は研究指定校といったような一連の関連というものは全然ございせんので、その点誤解のないようにお願いいたしたいと思ひます。

○三木(喜)委員 聞き捨てならぬことをあなたは言われますね。誤解とは一体どこをさしておるのですか。何も誤解じゃないです。ここにこういふふう書いてある。「文部省は昭和四十六年度から高校定時制通信教育研究指定校を全国に三十校指定して詳細な調査を行ない、定時制、通信制両課程の教育内容、教育形態、運用面などを実情に合せて改定したい方針である。これは技術革新に伴う労働時間の短縮などで定時制高校生徒の勤労条件が多様化したことから、四年制修業年限の三年制短縮が可能かどうかを含めて検討し」云々と書いてある。こういう文章が出ておるのです。私の誤解ですか、これは。君は何を言うておるのか。

○宮地政府委員 いま先生がお読みになりましたのは、文部省が発表したものでございまして、うか、それとも何の記事でございまして、うか。文部省はそれのようなものは発表いたしておりません。

○三木(喜)委員 新聞に出ておるのです。

○宮地政府委員 新聞でございしますか。新聞がうそを書くという言ひ方もいふかと思ひますが、私のほうは新聞でお書きになられたのちよつと責任負いかねますが、文部省といたしましては、確かにその点は、一度この委員会でもございしたか、そういう定時制教育に通う子供に魅力を持たせる、その一つとして修業年限三年といたしたうなお考えの御質問もあつて、たしか大臣だったと思ひましたが、そういうこととストレートに、だから三年にするために研究するということではなくて、研究指定校等いろいろな研究する、そういうふうなことも検討には含まれましようとい



いった御答弁があった。それに関連しての記事ではないかと思ひます。あと大臣から答えていただくでしょうけれども、三年にするために指定校を置いて研究するというものではないかと思ひます。

○三木(喜)委員 三年にするためにと言っている。三年にする一つの目当てとして、そのいうことを研究の材料にしてやろうとしておる。そのことを言っている。だから、三年にするなんて言っていないよ、まだ何もそんなものきまつていないのだから。研究校を指定しておるのだから、指定校はできないのだから、そういう方向づけを持っておるのじゃないかと言っているのです。それならば、忙がしい忙がしいといふところを出してきて、私の質問の時間なその内容を申し上げたいと思ひます。すけれども、関連ですから、だからそういう意味合いでちょっと方向が違ふんじゃないかといふことを言つたわけです。

○坂田国務大臣 私は、速記録を見てみないと、はつきりわかりませんが、どなたからそういうような三年制云々の御質問がございましたので、そういうこともあるかなあといふことで、そういうものを含めてやはり検討する必要があるといふことをたしか言つたのじゃないかと思ひます。あるいはそのことが記事に載つたと思ひます。しかし、その意味は、やはり通信制そのものを取り入れるとかいふことで不可能ではないのじゃないかといふような考え方もあるように思ひます。しかし、実際のこれにやれるかどうかはやはり検討してみないことにはわからないといふことで、それからまた、それによって先生方の過重になる、それはもう当然のことだと思ひます。その場合には、当然の結果として定員をふやすとかあるいは手当を増額するとか、いろいろなことが伴つて考えられなければ、そういうようなことを現在のままで四年のものを直ちに三年にする、そういうのは今のままの現状のままでいいと思ひます。その辺は、もう少し柔軟にわれわれのほうで考えるようにいたします。

○三木(喜)委員 関連ですから、別にあなたの言質を取らうとかそんな考えはないのです。ここに定時制問題が出ておるから、私も前のいろいろな文章を調べてみると、「調査事項は次の通り」、こういうことを新聞が書いて書けるはずがないのですよ。「雇用主の理解で午後四時から通学した場合、単位修得は三年間で可能かどうか、認定制と技能施設を連携させた場合の教育効果はどうか、定時制と通信制を併修している高校の指導体制はどうか、こういうことを新年度から調査実施に踏み切ったものである。」これは新聞に載っているわけですよ。「踏み切ったものである。」というならば、そんなものは誤解によるものではないか、これはならぬと私は思ひます。こういう文章によつて私は申し上げているわけだ。そうすると、現在いろいろ提案の理由になつておりました、たいへん忙しいといふことですが、三年制にすればいい忙しくなるのではないかしら、こういう危惧の念を持つからお伺ひしたわけです。別に言質を取つて、大臣が前に言われたことをどうこう言つておるわけじゃない。こういう文章があるのです。新聞まで責任持てぬと官地君言ふなら、この新聞の趣旨をこつちも調べて見なければならぬ。これは商業新聞でも何でもないので、教育関係の新聞ですよ。関連ですから、あとで調べてみてお伺ひします。

○木島委員 稲葉先生さつきちと申ししたので、すけれども、私こういうことを聞いております。は、たとえ憲法で「義務教育は、これを無償とする。」と規定しているものは、少なくとも義務教育を受けなかつたらまともな就職はできない、したがつてその人の生存権は保障できないという生存権、基本権と私は理解しておるのです。そうすると、高校の進学率が高まつて、たとえいま八割三分、これが九割に行つたときに、あとの一割の生存権というものは一体どうなるのだろうかという観点から、その学習権というものを国が保障しなければならぬという意味で実は聞いておるわけです。そういう観点に立つならば、高校はさることながら、より基本である義務教育を受けておらない人たちがおります。この学習権をどう保障するかということが、私はより大事な事なだらうと思ひます。定時制、通信制もさることながら、より先にいへば小中学校の未就学者、これをどうするかという点が同じ意味で理解されなければならぬだらうと思ひます。すけれども、その点局長どうですか。いま義務教育の未就学者の数は大体どのくらいですか。

○宮地政府委員 お答えいたします。昭和四十三年で学齢児童数が九百三十五万一千百二十二人ですが、不就学者が一万五千九百十五人、比率は〇・一七でございす。中学校のほうの学齢生徒は、不就学比率で〇・〇九七、合計いたしました不就学者数は二万八百五人で、不就学率は〇・一四五でございす。

○本島委員 この数が正しいかどうかは、私は多分に疑問に思つておるのです。というのは、学校教育法にあるのはその施行規則で、長欠者は教育権を保護しなければならぬといふのがあります。けれども、多分に学校では、資格を与えてやつたほうがいいから長欠者も在籍のまま出してしまふ、また、出してやつたほうがいいといふ好意的、あるいは出してしまつたほうがいいんだといふ安易さ、そこには子供の学習権とかなんといふことよりも、もっと別の観点から処理されているものが非常に多いだらうと思ひます。そういう点を考えますと、子供の学習権なりあるいは生存権といふものをどう考えるかという意味で、それは一体それを救う道があるのか。一部に夜間中学と称せられるものがあるのか。夜間中学といふことは、いまの制度の中では妥当であるかどうか。これは二部授業の中の夜間学級というところでしょうか。文部省とすれば、いわゆる夜間中学と称されるものを、どのような教育体系の中に位置づけていらいしやるのですか。

○宮地政府委員 現在、いわゆる夜間中学と称されるものが二十校ございす。これは東京、神奈川等二十校で、六百八十六名在籍いたしております。これをどのように位置づけるか。一口に申しますと、形式的にこれは中学校であるかどうかというお尋ねであらうと思ひます。これはなかなかはっきり申し上げにくいのでございす。文部省として、夜間中学であると正式に形式上認めましてあらゆる措置を中学校と全く同じようにやつておるといふようなことから言ひますと、そういうものではございせん。したがつていましてお答えがしにくくございす。したがつていましてお答えがしにくくございす。これは行管からも、この夜間中学については指摘されまして、廃止すべきであるといふような御意見を四十一年にいたしてございす。したがつていまして、就学学齢生徒が夜間の中学に行くとすることは絶対に避けたい。しかし、現実には、いまの六百名余りのうち二〇〇名近くは学齢生徒でございす。しかし、八十名は学齢を過ぎた人々でございす。したがつていまして、行管の指摘されました趣旨も、学齢生徒が夜間中学に通うといふことはよろしくないからそれを廃止するといふことは、学齢生徒が夜間中学に行かないで昼間の中学校に行けるような措置を講ぜよといふ意味に私も理解いたしてしまふ、できる限りの就学援助等の策を講じて、学齢生徒が夜間に行かうようなことのないようにいふことをいたしてございす。

ところで、いま現実に入つております生徒はほとんどが学齢を過ぎた生徒でございす。したがつていまして、これは中学校でないといふて認めないといつたように、端的に形式論をするのがよいのかどうか、現実を目をおいて、ただ形式的にいけないといふことがはたして実情に即してあるかといふようなことを考えますと、なかなか文部省としてはつきりしたことがいえないわけですが、そういうようなことから私も来年度十分実現も調べ、またこの推移をも見て、いまのお尋ねに対してはこうでございすといふ答えを出したい、こういうふうに考えております。

○本島委員 認められないものが現にある、そして

て二十校で、またことし東京に一つできますね。認められないものに教員を配置されておるし、金も出ておる。認められない法的根拠は一体何だ。私はちょっとわからないのですけれども、法律関係で言えば、授業時間は校長が定めることになっておる、屋でなければならぬという規定はないと私は思う。屋でなければならぬ、法律的に認められないという根拠は一体何ですか。

○宮地政府委員 学校教育法の規定に、高等学校、大学は夜間の課程を置くことができるという規定がございます。しかし、小学校、中学校にはそういう規定がございません。したがって、夜間の課程を置くということは許されないというのが法律上の解釈であらうと思います。

○木島委員 そこで、未就学者の学習権をどう保障するか。これにはいろいろ理由がありますよね、未就学者には。だから、一がい言えませんが、義務教育であるというところは、それを受けさせなければならぬ国のまた責任でもあります。それは、現にもうあれは昭和二十九年ころですかね。ですから、もう十五、六年やっておるわけでしょう。現にある。しかも、たとえば通信中学校というのが全国に、東京と大阪にそれぞれ二校ありますね。しかし、これは旧尋常小学校なり国民学校を経た人たちを対象にした通信教育ですね。それから、中学校卒業の認定試験がある。これは身体障害者を原則にしておる。すると、家庭の崩壊とか貧困とかそういうことから就学できなかったところの、義務教育を受けなかったところの人たち、それを受けたいと思って求めてきておる。だからやっておる。これを文部省は認められないというなら、これをどうするつもりなんですか。国の責任が果たせまうか。現にやっておるんです。

○宮地政府委員 私は、認めるとか認めないとか、形式論をやるのは実情に即さない、必ずしも適していると思わないということを申し上げておるわけで、法律論として、夜間の課程を認めるかというふうに形式論でおっしゃれば、認められな

いということを書いておるわけで、そこで、実情を申し上げますと、夜間中学校の先生方、これは文部省のほうとしましては、子供の生徒数、学級、こういうものが果から報告がございます。その場合に、夜間中学校の生徒、学級も、一般の生徒、学級と同じように文部省に報告なり申請が来ます。したがって、教員定数、教材費、こういうものは夜間も含めて配分されております。ただ、就学援助費につきましては、年齢児童とか学齢生徒とかいうことが法律に書いてございますので、就学援助費は学齢を過ぎた夜間中学の生徒さんには行っておりません。それが現実でございす。ですから、それでは認めておるではないかといえ、そのような実態もございます。しかし、形式的にそれでは認めておるのかといえ、形式論としては認めにくございすという苦しいことをいま申し上げておるわけでございます。

○木島委員 私は、積極的に法律で認めざるを得ないだろうと思うのです。それはもちろん、未就学者をなくする手段、これは万全を期さなければならぬでしょうし、そのことが前提であります。けれども、そのために、市町村の教育委員会がそれではだれだ——法律的には教育委員会がやらなければならぬことになっていすね、未就学者について、どれだけやっていると、人手からいって何からいって、ほとんどやっていけませんよ。だから、そういう処置をどうするかというのが前提です。だけれども、現にあって通っている。それが私生子的な関係に置かれておる。私は、むしろ積極的に認めよというところなんです。現にある。十五年もやっておる。ところが、認めておらないから、だから、私生子的な立場に立つ学校経営というものは苦しい。大臣、どうなんになったことありますか。

○坂田国務大臣 いや、見たことありません。○木島委員 私は見たことあるのです。現に現場を見ると、やはりひしひしと教育というものの大事さを感じるのです。そこに来ている子供たち、おとなの三十過ぎの人も来ているのです。そ

ういう人たちが来ておる。それにやはりこたえていかなければいかぬだろう。しかも義務教育の学習権を国が保障してやろう、こういう立場に立てば、法律的に見ても——東京都は夜間では出しております。しかし、これは定通手当と関係があるから質問しているのです。夜間でやっているならば定通と同じでしょう、形の上では。しかし、給与法では国に準じなければならぬといっておる。ところが、そういう手当がないわけですね、義務教育の中に。だから出しておる。たとえばそのことが、大きく言えば、昨年美濃部さんが人事院勧告を完全実施すると言ったらいふもめたと同じように、そういう問題が出てくるわけでしょう。しかし、現にそういうことをやっている。やらざるを得ない。いかに少なくするかのいうのが前提になるんで、夜間中学を認めることが安易に流れちゃいかぬが、現にやらなければならぬ、そういう立場に立って夜間中学というものをもう一回見直してみ、そういうことが必要じゃなからうかと思

うのですが、大臣いかがでしょう。○坂田国務大臣 局長もそのように申し上げておると思うのです。学齢の子供たちは、もう全力をあげて、普通の義務教育で処理をするということに万全を期さなければならぬ。しかし、学齢を越えた者については、これはとにかくそういういろいろの事情で受けられないというわけでございますから、私たちとしては、やむを得ず、これは認めざるを得ない。また、やむを得ず認めざるを得ないというからには、それに対しての処置をしなければいけない、こういうふうに私は考えておりますし、また、局長もそう考えておるわけでございます。

○木島委員 そうすると、いまはこの法律だけで言えば、ちょっと言いましたように、定通手当と同じようなものを認めざるを得ないという前提に立つならば——それは定時制なんかよりもっとつらいのですよ。家庭の問題あるいは就職あるいは職場との関係、そういうことから実は昼間行つて、そうして四時ごろから授業をなさる。だか

ら、私はこれはもうたいへん精神的にも、しかも年齢が違い、レベルがたいへん違うのですね。だから、完全なる個別指導です。これをやっているのですから、そういう先生が、たとえばこの法律でいけば、手当なら手当を夜間に認めるなら認める——私は、手当一つ言っただけでいいけれども、認めるなら認めるらしいかっこうにしてやろう、やりたいと思うのです。そういう点では、局長どうですか。いま手当だけを言っているわけじゃありませんけれども、認めざるを得ないという前提に立つならば、そういう実態に即したたとえば手当なら手当——いまこの法律は手当の問題だから、手当なら手当の場合もそういうものがなければならぬでしょう。しかし、各府県の教育委員会は多少手当を出す。しかし、横浜なんかは、昼間の先生が夜間も勤務しております。兼務でしょう。それに対する三千円か何かのお礼金みたいなものが出ています。それぐらいでやっておる。実態を見れば出さざるを得ない。それはこの給与法の中にはないわけですね。たとえば、これは手当の法律だから手当だけ言いますけれども、認めざるを得ないならば認めざるを得ない、子供たちの学習権なり生存権を守るような、そういう体制というものをつくる必要じゃないかと思うのですが、どうですか。

○宮地政府委員 いわゆる夜間中学校の先生方は、先ほども申しましたように、義務教育費国庫負担金で見られておる先生方もおられます。そこまでは、ただ、御指摘のように、東京などでは、それにさらにその先生に手当を出されたりいろいろしておられます。したがって、その学校を正式に認めれば、これは定時制の高校と同じように、定時制の中学校とでもいうべきものですから、当然その関連からも、手当というものは出されてしかるべきものと思います。しかしながら、先ほど来、もたもたしながらお答えしてまことに恐縮ですが、形式的には法律上認められていないわけなんです。したがって、そういうこ





校よりもいい施設設備を持つことによって、定時制に学ぶあるいは通信制の学生たちに誇りと自信を持たせる、これが非常に教育上意義のあることだという考え方からやっておられるわけですが、文部省といえども、毎年そういうような方向に進みたいというふうに考えております。たとえ富山県あるいは鹿児島県も、そうだと思います。

○有島委員 それから視聴覚の問題でございませう。いまもNHKのお話出ましたけれども、これを兼ね合わせて使うということが非常に効果をあげておるようでございます。ところが、都立の上野高校の場合なんか、都のほうからビデオ装置の購入許可が出たわけですが、ところが、これはほしいんだけれども断られてしまったというんですね。どうしてかという、通信の学生さんにとつてビデオという非常に利用度が高いわけなんですけれども、それを置いておく場所がないというのでせう。せっかくだけれどもと断られてしまったというようにございまして、テレビを家庭で見られない人もいますし、それからその時間によりまく合わせられない人もいます。そうなりますと、効率よくやるためにはビデオカセット——これか、安くなると思えますけれども、ほとんどそういってものを供給してあげるといふことが、たとえば富山県さんからいろいろ施策、給食、教科書のことなどございましたけれども、ビデオなんかをもっと一般化してあげるといふことが今後非常に大切なことじゃないか。ところがこれは、お金だけ出してもそれをどこで見せるかという場所がなかったというところが、一つの盲点であったのではないかと私は思ったわけです。いまの問題の続きでございまして、それで終わります。

かいないんじゃないでしょうか。局長から……。○宮地政府委員 いま先生のおっしゃるような面も確かにございまして、一応従来から定時制なり、さらに産振手当などもそうでございますが、直接子供を教える、直接生徒に接して教育をしていく教師、教員ということを対象としていたしております。したがって、事務職員につきましても、屋間の先生と事務職員と比べますと若干相違はございますが、従来から法律のたてまえて、また今回七割を一〇割というふうに改正いたしておりますものも、すべて直接生徒に接する教師というところに限界を置いてやっておるわけでございます。

○有島委員 それは文面にあらわれたとおりでございまして、そういうふうになっておるからそれでもって十分だと思っていられるのかどうか、そのことを聞きたかったのです。それで、ここには教員の勤務形態が複雑になる、職務が困難になるということがございませう。直接会っている先生方ももちろんそうでございますけれども、かなりその困難性の下ささえをちゃんと事務職員の方がやってくださってないといふ、この困難性というのはいまますます——ほんとうに生徒に接すること、一番集中して、そこに効果を発揮させることが目的なんではないか。そういたしますと、どうしても事務職員のほうにもこれが及ぼされるというところが私は必要だと思ふのだけれども、これはお考え直しになるゆとりはございませうか。

○宮地政府委員 御指摘の点は、将来の問題としてはもちろん検討するべき課題かとも思ふわけでございます。しかしながら、ただ昼間でない、夜であるというだけで先生方に出すのではございませう。先ほど来申し上げておりますように、夜であるというふうなことに加えて、さらに——通信制のほうは夜ということでもございませう。したがって、まず第一段階としましては、教師が夜だからということ以外の職務の複雑、困難性ということを手当を出しております。したがって、

いまして、屋の事務職員と——ただ夜であるというだけで事務職員にいま直ちにということは無理であらうと思ひます。もちろん、将来におきましては一つの検討課題ではあらうと存じます。

○有島委員 屋と夜の話ではなかったのです。先へ行きます。先へ行ってまたそこへ戻るかと思ひますけれども、定教法でございまして、全日制の場合には二百七十までは十八で割るといふことになりまして、二百七十というところで、これに一を足すのです。定時制の場合には二百四十まで十八・五で割る。通信制は六百までを六十で割る。これは十というところになって、ずいぶん教員が少人数でもってやっていたいかなければならないというところでございます。これは実際には、通信制というのは非常に手間がかかっているようなものでせう。確かに生徒に会う時間は少ないかもしれないけれども、学生さんのレポートなんか全部目を通して全部手紙を添えて出すということは、相当たいへんな作業のように見えました。それで、担当についても、百名程度の方がずいぶんいるわけなんです。それで一番ひどいのは、これは都立上野高校で伺った例なんですけれども、二年二組の市川先生という人なんかは、男子五十、女子五十五、計百五十五名を担当していらつしやるわけなんです。そうなりますと、二十単位といひまして、これはかなりきついことになるわけなんです。それで、自分の担当以外に、専門専門で分かれておりますから、それでやるわけですね。ほかにも百名近い方がいました。大体は五十名平均のようでございますけれども、こういふたような状態が今後、定時制のほうは減少傾向をたどつておるかもしれないけれども、通信制のほうはますます充実方向に向かつておるんじゃないか。そういうことから考えまして、この定教法自体もう一べん考え直さなくちゃいけないのじゃないか、これが一つです。

それからもう一つは、この事務量というのがあるなりやほしいへんなんですね。だから、事務職員のことはお考えいただいたほうが、先生が先生らしい教育の方向に向かつていくためには、どうしても必要なんじゃないかと私は思ふわけでございます。

前の、定教法をもう一べん御検討なさらないかどうか、このことだけ……。○宮地政府委員 現在の高等学校の教師の定教法でございまして、四十二年に改正しまして、それから四十六年まで五年計画というところで進んでおります。したがって、四十七年度から第三次の五年計画といふことになりまして、私も寄り寄り検討いたしております。その場合、いま先生が御指摘になりましたような通信制の教員定数につきましても、これは先ほど木島先生にもお答え申し上げましたが、いま先生がおっしゃいましたような点、さらに添削指導とか巡回指導とかあるいは定時制と通信制と一緒にやっておるといふようなことから、だんだん定時制が減ってくる。そういう面を考えると同時に、通信制につきましても、いま申しましたようなことを十分頭において教員定数の積算をすべきである。さらに、事務職員につきましても、現在五学級以下一人、わかりやすく申せばそういうところで定数の計算をいたしておりますが、これもぜひ前向きな形で事務職員の定数は改善しなければいけない、こういう意味で、いづれ四十六年度で五年計画を終わりますので、四十七年度からは、御趣旨のような点も頭に置いて定教法を改正していきたい、こういうふうに考えております。

○有島委員 最後に、定通含めまして高校の教育一般について少し触れておきたいと思ふのですけれども、定通に限らず、高校の教育は非常に深刻な問題をたくさんかかえているんじゃないかと思ひます。それで、特に生涯教育という問題から考えましたときに、義務教育年限を終わってこれから高等教育を受ける、ないしは社会にそのまま出ていってまたさらに勉強していくといふたような、そういう一歩か二歩か三歩かのところに位置しているのが高等学校の学生さんじゃないかと思ふわけなんです。それで、先ほど議論されましたから





をやっておるようでございます。それで一般的に、分校、定時制等を廃止します場合のその後の形としては、昼間の、定時制等が全日制に転換していくのがございまして。それから、分校が少なくなつて本校へ統合していくののございまして。それから、分校が本校に統合しても本校には相当遠いという場合に、近くに他の分校があります場合はそれにかわらせる。特にバス等が通つてなかつたのが通るようになったといふたようなこと、さらにどうしてもやむを得ないときには、一人、二人あるいは十人前後になりました場合、そのような措置が講じられない場合はやむを得ず通信制を奨励して、ある学校の通信課程に切りかえさせるとかいふたようなことで、極力いわゆる廃校にしたままでは何にもしない、切り捨てといふたようなことは、各県ともできる限りなくするような措置は講じておるようでございます。したがういまして、趣旨をいたしましては、一人といふこともめんどろを見てやりたいといふことは当然でございますが、現実の問題としてはある程度やむを得ない。しかし、やむを得ないけれども、単純な切り捨てといふことではなく、できる限りの配慮をしていく、その上やむを得ない場合には廃校をしていくというのが現実のように私も考えております。

○山原委員 形式的でなくて、やはりこの実態を調べて、十分慎重な態度で臨むということが教育の面からも必要だと思ひますし、現在の過疎問題としても非常に必要になってきておるということをおのこの際強調しておきたいと思ひます。

それともう一つは、やはり充実した定時制、通信教育といふものを確立する必要があるという意味からしますと、現在の定時制の実態をちょっと申し上げてみたいのですが、たとえば兼務教員のパーセントですね。これを調べてみますと、こういうふうになっております。これは文部省の定通便覧、中等教育課の出しておるものでありますけれども、定時制高等学校の兼務教員が、昭和三十八年で総人員が二万七千人、その中で実に六千五

百人というのが兼務教員なんです。パーセントにしますと二三%に当たつております。それから愛知県の例をあげてみますと、愛知県の二つの学校ですが、これは昭和四十五年の調査ですから去年の調査ですが、愛知県の刈谷東、これは通信教育です。それから旭丘の場合、専任と非常勤講師の比を見ますと、非常勤講師が、刈谷東高等学校では八四%、それから旭丘の学校では七二%といふふうな率になっておるわけですね。したがって、定時制の場合も通信の場合も、非常に兼務教員といふものが多いわけですね。こういう形で、はたして定時制教育といふものを充実することができるかという疑問を持つわけですが、この点について何とおきたいと思ひます。

○宮地政府委員 御指摘の兼務教員でございますが、理想といふことは兼務でないほうが、全部専任であることが一番理想であろうと思ひます。しかしながら、とりわけ定時制等、特に分校等では規模が小さい、生徒数が少ない、そうなりまうものが極端に、一週数時間というふうになつていいたします。もちろん理想はそれでも専任がよいのでございまして、現実の問題としてはそういうふうなことがございまして、いわゆる兼務とか非常勤講師といふたようなものが、全日制に比べて定時制、通信制は多いと思ひます。しかしながら、趣旨をいたしましては、兼任、非常勤講師といふようなものは必要やむを得ない場合に採用するものであつて、安易に兼務、非常勤でよいというふうな人事行政をすることがよくないのは当然でございますし、そのように指導もいたしております。また、県としてもそういう考えで進んでおるものと存じます。

○山原委員 こういう状態が唯一の原因ではないと思ひますけれども、通信制の場合、入学者、退学者、卒業者の対比を見ますと非常に大きな差があるわけですね。たとえば入学者を一〇〇としますと、全国平均で三〇%が途中で退学をいたしております。卒業したのは一〇%弱というふうなのが全国的な例ですね。学校基本調査によりますと、たとえば昭和三十七年の例ですと、三万二千四百四十三名入学者をしまして、一万五百六十名途中で退学をして、卒業した者が千四百七十六名、こういう数字が出ておるわけですね。それから愛知県の昼夜二交代制の学校の例を見ますと、たとえば入学者が昭和四十四年に六百八十二名、退学者数が百名というふうな数字になるわけですね。こういう現象がはたして正常な形なのかどうか何とおきたいのです。

○宮地政府委員 全日制に比べて、定時制さらに通信制の生徒が、定時制四年間で卒業し、通信も四年で卒業していくという者は確かに少のうございまして。ただ、数字が、先生がおっしゃいましたのとあまり大差がございませぬが、通信制におきましては、入りましては四年後に卒業しておるのは一〇%、一割ぐらい、五年目にさらに二割余りふえて卒業いたしておりますが、非常に少のうございまして。それから定時制のほうは約七〇%ぐらいが四年で卒業いたしております。この形は、もちろんあるべき姿から見ますとまことに遺憾な現実だと存じます。そういうことで、全日制と比べて定時制の子供は、何と申しましても勤務に従事しながら勉強しておる。特に通信制になりましてさらに年齢の多い子供等もございまして、かたわらで仕事をもち、かたわら勉強するといふことで、全日制より勉強するのに非常に困難とにたつてきておると思ひます。したがういまして、あるべき姿に持つていくように、あらゆる面におきまして、教育内容の改善、さらに環境の整備、そのためには教員をふやしても子供たちとの血の通つた教育をさせていくとか、さらに勉強しやすい学校にしていこうとか、いろんな諸施策を進めていく必要がございまして。一々具体的に申しませんが、そういう方向で進めております。しかし、正直に申しましてまだ十分でございませぬ。今後とも努力してまいります。

○山原委員 大体わかりましたけれども、やはりこういう状態をなくするためには、先生方はものすごく苦勞してらるわけですね。この間の大会の要録を見ても、ものすごい教の巡回指導、家庭訪問とか、そういう苦勞をなさつてなかつたういふ状態になるわけで、これはもちろん先生方の責任じゃないわけですね。したがういまして、定時制、通信教育といふものを重視するならば、当然教員の定数をふやすとか、また専任教師を置くとかいふ措置が講ぜられなければ、これ以上負担をかけるというのではできないわけで、今回その意味で手当の増をやるということについて私も反対しておるわけではありませぬけれども、そういう面での文部省の考え方といふものをかなりはっきりしていただかぬと、今日の状態ではささげられない現状にあるのではないかと申すことを申し上げておきたいと思ひます。

次に、連携教育の問題につきまして、いままでの国会の審議の過程から見まして、私は、最近の連携教育のあり方が、国会を無視しておるというが軽視したような考え方が出ておるんじゃないかという経過をちょっと述べてみたいのです。昭和三十六年の三十八国会で、学校教育法の一部改正で連携教育の方向が文部省から出されております。その際に国会におきまして質問が行なわれて、そして政府の答弁といふのが行なわれていくわけですね。それをちょっと振り返つてみますと、内務省中局長の答弁がございまして、第一点は、連携施設は高等学校と同等もしくはそれ以上のものでなければならぬといふのが出ております。それから二番目に、普通科につきましては、これは認めないといふことですね。それから三番目は、単位につきましては三分の一を限度にしてそれを越えないといふこと。四番目は、絶えず施設と連携し、先生も派遣し、視察をする、同時に、校長の要求する資料の提出をやらせて現状の把握を行なう。こういうのが答弁の要旨です。そして御心配のないようにいたしますと、当時の内務省中局長は答弁いたしております。そして連携施設につき

こういふ状態をなくするためには、先生方はものすごく苦勞してらるわけですね。この間の大会の要録を見ても、ものすごい教の巡回指導、家庭訪問とか、そういう苦勞をなさつてなかつたういふ状態になるわけで、これはもちろん先生方の責任じゃないわけですね。したがういまして、定時制、通信教育といふものを重視するならば、当然教員の定数をふやすとか、また専任教師を置くとかいふ措置が講ぜられなければ、これ以上負担をかけるというのではできないわけで、今回その意味で手当の増をやるということについて私も反対しておるわけではありませぬけれども、そういう面での文部省の考え方といふものをかなりはっきりしていただかぬと、今日の状態ではささげられない現状にあるのではないかと申すことを申し上げておきたいと思ひます。

ましては、半数以上は教員免許状の所有者でなければならぬというのが国会における政府側の答弁であります。そして、以上の点に基づきまして、昭和三十一年に技能教育施設の指定等に関する規則が出たわけであります。この規則につきましては、少なくとも答弁の内容を尊重したものだとは私は一応考えておるのであります。ところが、その後大きな変化を起しているわけですね。昭和四十二年十二月二十六日に省令による改正が行なわれた。この省令が何で出てきたかということについて調べてみると、連携制度等の調査研究会、これは会長は細谷俊夫さんでありますけれども、その報告が四十二年十一月七日に行なわれまして、それに基づいて四十二年十二月二十六日の省令による改正となっているわけです。ところが、そこから出てきたものは何であるかという点、前の約束とは全く違ひまして、八十五単位の中で、単位は三分の一を限度とするのが二分の一になつておるでしょう。さらに、施設の修業年限が三年であつたものが一年になつております。また、指導員数にいたしましても、十名に一人というのでありましたが、それが二十名に一人以上というふうに変つております。さらに、連携科目も大幅に広がつておるわけです。しかも私の調査したところでは、先ほど申しました普通科につきましては認めないという項目は非常に大事だと思つては認めない、実際には、全通研の昭和四十四年度の全国大会の収録を見ますと、普通科についても連携施設において教育が行なわれておるといふ実態が出ておるわけです。これでは昭和三十六年における国会に対する正式な政府側答弁と全く内容が変わつてしまつて、連携の中心がまさに企業側に歪食をされて、教育の中心というものが、文部省管轄の中心というものがずつと狭められていつて、こういう状態が出てきておる、こういうふうにするのです。これについて簡単に答弁をいたしたくないです。

○富地政府委員 お尋ねの点でございますが、連携施設で行ないます普通科を、高等学校の校長が自分のところの単位として認めておるといふことはございせん。ただ、普通科の単位は高等学校のほうの単位を取らなければいけません。関連してそういう勉強を技能連携施設でもやつておる。だから、普通科に該当するようない勉強を連携施設で受けておるといふことはございせんが、だからといって、それを社会科とか英語とかいったようなことまで認めるということとは制度上許されておられません。したがって、いま先生の御指摘になられた点、私詳細を承知いたしておるんですが、かりにそのようない単位を与えておるとすれば違法なことではございせんので、さう後ほどでも先生に詳しくお聞かせいただきまして、その学校を調べて、もし間違つたことをやつておれば指導したいと思ひます。私のほうは、そういうことは法律上認めておりません。それから、連携施設での単位が、三分の一であつたのが二分の一まで認めるということになつた。さらに、技能施設が修業年限三年でなければいけないのを、一年の年限の施設であればよいとしたのは事実でございます。この点につきましては、いまあげられました当時の政府委員の答弁、もちろん私も、こういう問題を検討いたしましたが、場合十分そのことを念頭に置きましたが、その後、技能連携が、制定当初よりも相当数多くなりまして、いろいろ経験を積んだ結果、先ほど名前をあげられました細谷先生は大学の教授でございますが、そういう先生方を中心とする問題を議論しまして、働きつつ学んでおる子供が高等学校教育を修得するのには、三分の一でなくとも二分の一まで認め得る、さらに施設も、三年でなくとも、これは個々に施設を指定していただきますので、実際を見て、一年の修業年限であるけれども、その施設は十分高等学校の単位を認め得る教育をしておるといふふうに考えたものを認めるようにしたわけでございせん。この点は、たとえば通信教育などに付きます。当初はこういう科目とこの科目だけには通信でも取れるが、あとはスクーリングでなければいけないというふうに、発

足当初は、何ぶんこれから始める制度でございまして、控へ目にやつて出たものでございせん。ところが、その後大幅に、相当のものが通信教育で受け得るということが研究される、また、そのような施設を設けることによって漸次改善されていくものでございせん。そういうことで、この技能連携施設につきましては、当時政府委員より答弁されました点は直接法律事項でございせんので、その後の政令とか省令とか所定の手續を経て、いまおっしゃいましたような点は改正した次第でございせん。その他、校長なり教師が技能連携施設と連携を密接にする、そのために視察をしたり授業の実態を見るということ、それそれ施設を指定いたします前にも十分いたしますが、その後も連携を保つておるといふふうに考えております。○山原委員 私の持ち時間はもうたくさんありませんから、短くお願いしたいのですが、今の答弁ですが、国会ではいふん論議をされたわけですね。相当深刻な論議をしております。それに対する答弁として出しまして、そして連携教育という方向が打ち出されたわけですが、それが省令によって次々と変えられていくということになります。これはたいへん問題だと思つております。だから、内藤初中局長が答弁をしたその線に少なくとも従つて、また国会におけるいろいろな審議がなされた結果出てきておつたが、それは三分の一の単位において、三分の一を限度にしておるわけですね。それが次に省令によって二分の一と、こうなつていくということになります。これは定時制、通信教育の中心が大きい省令というものでございまして、一研究団体の報告書によって変えられていくということだと、国会でほんとに定時制、通信教育の振興のための論議がなされても、そういう形で教育が破壊をされていくといひますか、そういうことになりかねないわけですよ、実際は。ユネスコの今度の勧告にしましても、やはり文部省の指導といひますか、そういうものをは

きりさせなければこれは非常に危険だといふことが、ユネスコの中でも勧告されているわけですね。そういうことから考えましても、非常にそういう点では厳密なことをやつてもらわないと、私は困ると思つております。だから、現在の通信教育の実態を、時間がありせんから私のほうでちょっと申し上げてみたいと思つております。たとえば、特徴的に最近あらわれておるのは集団入学ですね。それから、指定技能施設で事業内職業訓練所の問題があります。あるいは准看護養成所の問題があるわけです。この間文部大臣が出されました富山県の雄峰高等学校の通信制の場合を見ましても、この学校の昭和四十年学校要覧によりますと教育集団が八学級です。これは各々学校との連携で八学級になつております。それから二番目が職能集団として十二学級、これは企業から生徒を送り込まれてきておる。それから三番目は地域集団、これは地域の子供たちが入るの、これが五学級、八学級、十二学級、五学級、こういう形になつておりました。そして先生方はどうなつておるかという点、普通科以外の専任教師の場合は家庭科が二名おるだけです。それから商業科が一人、工業科に至つてはゼロです。だから、おそらく工業科目については、企業側の単位を認定する以外にやりようがないのではないかと、工業科の専任教師がいなくてからね。文部大臣、雄峰通信高等学校を非常に高く評価されておりますけれども、実際としてはそういうことになつておるわけです。企業側の密着は、十二学級の子供たちが来て、それはうまくいっているように見えるかもしれませんが、けれども、しかし、工業コースの先生、専任教師は一人もいないといふようなことで、はたして学校教育としての認定がなされるのかどうか、そういう問題が出ておる。さらに、試験の例を申し上げてみますと、連携科目の場合、これは全通研の昭和四十五年の全国大会の収録によりますと、これはアンケートを出



しておりますが、アンケートは二十八通信高等学校の中で十九校がアンケートを提出しておりますけれども、問題作成の場合に、学校が作成するのが三校です。施設が試験問題を作成するのが九校、それから共同で作成するのが七校、こうなっているのです。企業が試験の問題作成に九校もやっております。さらに、試験の監督ですね。試験を子供たちが受ける監督の場合、学校で監督をしているものが三校、施設のほうで監督をしているのが十二校、そして共同で試験監督をしているのが四校。採点に至りましたらどうなっているかといえますと、学校側が採点しているのが三校、企業側の採点しているのが十校、共同で採点しているのが四校。これは報告書として出ているわけですが、こうなっていますと、これは文部省が管轄しております教育の学校なのか企業側の学校なのか、わけがわからぬ状態が当然出てくると思うのです。時間がありませんから長い答弁は要りませんが、こういう事実がありますか。私がいま指摘したような事実がありますか。

○宮地政府委員 私のほうは、そういう報告を受けておりませんし、事実でないことを信じたいと思います。先生がおっしゃいますので、さっそく調べてみたいと思います。それが事実とすれば違法な点もございます。ただ、いま先生がおっしゃいました点で、工業の先生がいないのに工業の技能連携施設でやっておる教育を工業として認めたという点、これはただ想像でございますが、事実はずいぶん調べますが、定時制と通信制を両方やっておる高等学校でございますと、定時制の工業の先生が通信制の工業も兼ねてやっておるといふような場合がございまして、したがって、通信制としての工業——工業といひましてもいろいろな学科がございまして、大ざっぱに申しまして、そういうような場合には、定通併修の学校で定時制の先生が通信も兼ねて工業はいるのだけれども、通信だけとしてみれば専任がいないという意味で、そういうふうな形に表現してはなる場合もあるいはあるのではないかと。しかしながら、

現実の問題としては、定時制で通信を併任しておる工業の先生が、技能連携施設の工業の単位を見るところという形が場合によってはあったのではなからうか。これは全然報告を受けておりません。したがって想像でございますが、そういう場合は間々あるようですが、とにかく早急に調べてみたいと思います。

○山原委員 三十六年、連携教育の方向が打ち出されたときの精神に返って検討すべきだと私は思うのです。たとえば問題作成、そして試験の監督、そして採点というものが企業側だけにまかされるということ、これは許されなことでしょ。だから、それがあつたならば、私の資料の中にはそれが出てきておりますので、よく調査をして検討してもらいたいと思うのですが、私はここでひとつ資料を要求したいと思うのです。

全国の定通制の教職員の構成ですね、これはどうなつておるかというところが一つです。それから、連携施設で免許状を持つておる教員教の状況です。はたして企業において正規の免許状を持つておる方が、最初のとおりのかという疑問を私は持つております。さらに、その先生方はどこから報酬をもらつておるかという問題です。報酬です。この点を要求しておきたいと思つておるのです。次に、いまの問題に関連しまして、定時制の場合も兼務教師というのがずいぶん多いですし、それから私の県では定時制に約三十名の臨時教員がおります。この問題についてちょっと触れたいと思つておるのです。

これは非常に深刻な問題でありまして、ちょっと例を申し上げてみますと、たとえば待遇の面におきましては、赴任旅費は一切支給されておられません。だから産休もありませんね。女の先生の場合産休もありません。あるいは各県で先生方にいろいろな形で支給されておる、たとえば図書券であるとかいうような形の優遇措置も何にもありません。ボーナスもありません。時間講師に至つては全く何にもない。そういう状態に置かれております。まさに全く無権利な状態なんですね。

そして給与の点をちょっと調べてみますと、時間講師の場合、高知県の場合ですが、一時間四百四十円です。そしてほかに、一切金目のものは入手することはできないわけですね。そしてある高等学校の社会科担当の男の先生、五年目をいまして、一週八時間教えております。そうしますと月一万四千八十円です。一万四千八十円の給料です。ところが、交通費が月四千三百二十円要つております。この方は自宅から通つておる例でございます。もう一人の高等学校の三年目をつとめておる男の先生の場合ですが、これは昨年の四月から九月までつとめてまして、一週八時間、月一万四千八十円です。下宿代が一萬三千円です。残金が千八百円ということになるのです。これで生活せよといったところで、全くこれは生活できるような状態ではございません。ただ子供を教えておるだけだ。しかも赤字で教えておるといふような状態ですね。

期限つき講師の場合を見てみますと、これはある程度つとめまして、今度は自宅待機というところになるわけですね。文部大臣はよく御承知だと思つておるのですが、自宅待機の期間は給料はもちろんありません。保険にも入ることはできません。全く自宅で大おろしておる、次にお声がかかるのを待つといった状態なんですね。だから二年目を迎えている女の先生でなければ、昨年の四月から七月までつとめまして、そして八月から三月までは自宅待機ということ、八カ月間無給の状態に置かれておる。お嫁に行くこともできないければ、他に就職することもできない。いつまた学校へ来てくれというお話があるかもしれないというような状態です。

それからもう一つの例は、定員内の講師の場合です。一年間定員内におりまして、正教員と同じような仕事をするわけですね。ホーム主任もやります、あるいは教科主任もやります。しかし、講師なんです。当然教諭という名前がつけれなければならぬにかかわらず、講師で置かれておる。中学校の辺地校の体育教員の例を申し上げますと、この学校には体育の教師は一人だけしかおりません。この先生です。しかもこれは体育の研究指定校になっておりますので、教科主任としても働いておられます。ところが、八月が来ますと、八月は今度は給料が出ないのです。お休みです。それから給料が出ないけれども、研究指定校ですから、やはり学校に行つて子供たちを指導せざるを得ない、こういう状態。こういう状態で置かれておる定員内の講師が多数あるわけですね。

そして今度は転勤の場合を見ますと、まさにたらい回しという状態です。これは一人の高等学校の女先生、五年目を迎えておられますが、転勤が八回目です。三年間に辞令を十一枚もらつておる。数え上げれば切りがありませんが、これはよくわかることと思つておるのです。

かし、これはほんとうに苦しみの中で耐えかねて書いた「嘆きを怒りに」という文章であります。が、文部大臣にこれを読んでいただきたい。私の序文あるから、それは飛ばして読んでいただきたい。最後に、それにつきまして文部大臣の決意のほどを伺っております。

○坂田国務大臣 臨時教職員の問題、それから定員外の職員の問題等についての御指摘でございます。十分全体的な、あるいは地域的な実情を把握しておりませんので、調査をいたしまして、それに対して具体的にどう対処していくかを検討いたしたいと思っております。

○山原委員 前にも、十分調査をいたしますというのを第六十一国会で言っておる。その議事録持ってきたわけですが、十分調査しますというのを今度は言わないように、まず調査をしていただいて、少なくともどんな状態に置かれておるかということだけははっきり把握していただいて、それに対する対策を立てていただくより要請いたしまして、私の質問を終わります。

○八木委員長 次回は公報をもってお知らせすることとし、本日はこれにて散会いたします。

午後一時十五分散会

昭和四十六年三月二十九日印刷

昭和四十六年三月三十日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局